

「社会福祉法施行規則及び社会福祉法人会計基準の一部を改正する省令案」及び「社会福祉連携推進法人会計基準案」に関するご意見募集についての結果について

令和3年11月12日
厚生労働省
社会・援護局福祉基盤課

「社会福祉法施行規則及び社会福祉法人会計基準の一部を改正する省令案」及び「社会福祉連携推進法人会計基準案」に関する御意見募集については、令和3年9月10日から令和3年10月9日までの間、電子政府の総合窓口（e-Gov）を通じて御意見を募集したところ、3件の御意見等を頂きました。

お寄せいただいた御意見と、それに対する当省の考え方について、以下のとおり取りまとめましたので御報告いたします。

なお、パブリックコメントの対象となる案件についての御意見に対する考え方のみ要約の上、取りまとめることとしておりますのでご了承下さい。このほか、本件の改正に直接関係しない御意見につきましては、個別の回答はお示ししておりませんが、貴重な御意見として承っております。

皆様の御協力に厚く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力賜りますようお願い申し上げます。

| 回答番号 | 御意見の内容 | 御意見に対する考え方 |
|------|--|---|
| 1 | <p>1. 社会福祉連携推進法人制度の創設について</p> <p>○社会福祉連携推進法人の活用を進めるためには、活用事例の収集・普及等による具体的な成果・効果等の理解促進とともに、創設に係る初期費用や事務局機能を担う人員配置への公的補助などの支援策も実施していただきたい。</p> <p>○社会福祉連携推進法人が、社会福祉法人の連携・協働を進めるための</p> | <p>1. 社会福祉連携推進法人制度の創設について</p> <p>社会福祉連携推進法人は、社会福祉法人等の社会福祉事業を経営する法人の社会福祉に係る業務の連携を推進して、地域において良質かつ適切な福祉サービスの提供又は社会福祉法人の経営基盤の強化を図ることを目的としており、制度の普及にあたっては、ご指摘のとおり、地方公共団体や各種法人の皆様への制度の十分な周知が必要であると考えております。当</p> |

| | |
|--|---|
| <p>選択肢の一つとして、社会福祉事業及び、社会福祉法人の特性を踏まえながら、社会福祉法人の自立的な経営の確立による経営基盤の強化や地域や地域住民にとって、よりよい仕組みとなるよう、認定・運営基準についての自治体の理解と適切な運用が図られるよう国として支援していただきたい。</p> <p>2. 社会福祉連携推進法人の適正な運営について</p> <p>○社会福祉連携推進法人制度は、社会福祉法人の経営基盤の強化を図るものでもあることから、現行の社会福祉法人制度を損なわない仕組みとして運用されるよう留意いただきたい。</p> <p>○社会福祉連携推進評議会は、連携法人の取組が、地域のニーズにマッチするものとして、地域住民にとってよりよい仕組みとするうえで重要であり、地域住民の意見等が反映されるよう実効的かつ適切に運営されるような所轄庁の関与等を徹底していただきたい。</p> <p>○社会福祉法人への貸付業務を実施する場合について、貸付・償還ならびに返済不能となった場合の処理などに際して、社会福祉法人の事業の継続性を損ねることのないよう、運用を徹底していただきたい。</p> <p>○社会福祉連携推進法人における貸</p> | <p>該制度の施行後事例収集を行った上で周知することも含め、引き続き検討してまいります。</p> <p>社会福祉連携推進法人制度の立ち上げに必要な支援につきましては、令和4年度概算要求でも要望しているところであり、引き続き必要な支援について検討してまいります。</p> <p>2. 社会福祉連携推進法人の適正な運営について</p> <p>社会福祉法(昭和26年法律第45号)においては、社会福祉連携推進法人の認定基準として、定款に社会福祉連携推進評議会の権限や構成員の選任・解任方法を記載することを規定しており、所轄庁はこれを確認することとなるため、一定の関与が約束されます。また、申請時には、申請書に貸付業務を含む社会福祉連携推進業務の内容や、貸付業務により支援を受けようとする社員及び貸付け金額等を記載いただくこととしておりますので、これらに基づき、適正に運用をしてまいります。今後、制度の施行状況を勘案し、必要に応じて制度の見直しを行ってまいります。</p> <p>なお、貸付金額については貸付対象社員の返済可能な額とする旨通知で定めることを予定しております。</p> |
|--|---|

| | | |
|---|--|---|
| | <p>付の件数及び実態等を国において適切に把握するとともに、運用のあり方等について課題が生じた場合には、ルール等の見直しを適宜実施していただきたい。</p> <p>3. 社会福祉法人の経営基盤の強化について</p> <p>○社会福祉連携推進法人における貸付原資の確保とともに、社会福祉法人における経営基盤を強化する観点からは、社会福祉法人における本部経費への繰入の拡充・規制緩和、法人内の施設・事業区分間での長期貸付が可能となるよう対応を図っていただきたい。</p> | <p>3. 社会福祉法人の経営基盤の強化について</p> <p>各地域において社会福祉連携推進法人が有効に活用され、社会福祉法人の経営基盤の強化にも資するよう、いただいた御意見は今後の施策の検討の参考とさせていただきます。</p> |
| 2 | <p>○今回の施行規則等の提案に際して、国会での質疑・要望が、十分に検討・斟酌されたか、再度確認のうえ、施行規則等を決定して欲しい</p> <p>具体的には、下記のとおり</p> <p>衆議院厚生労働委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年5月20日の安藤委員、岡本委員 ・同年5月22日の小川委員、国光委員、附帯決議 <p>参議院厚生労働委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年6月2日の倉林委員、羽生田委員 ・同年6月4日の梅村委員、倉林委員、附帯決議 | <p>社会福祉連携推進法人の創設を含む「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」に係る国会審議においては、個々の社会福祉法人の経営の自主性を十分に尊重するとともに、社会福祉連携推進法人が地域において有効に活用されるよう、関係者に対し、そのメリット等に関する周知を図りつつ、適切な運用を確保することなどを中心に、議論がなされたものと理解しております。</p> <p>本省令(案)等の策定に当たっては、これらの議論を踏まえつつ、有識者からなる検討会においても議論を行ったものですが、社会福祉連携推進法人制度の施行に当たっては、こうした国会審議を十分に踏まえつつ、Q&Aの策定や好事例の周知などを通じて、適切な運用を確保してまいります。</p> |
| 3 | ○(2) 社会福祉連携推進認定の申請 | (2) 社会福祉連携推進認定の申請手 |

| | |
|--|--|
| <p>手続及び社会福祉連携推進法人会計基準案</p> <p>法人番号の提出も行わせるようにされたい。</p> <p>○(4) 政令で定める基準を超える一般社団法人の要件</p> <p>30億円というのはいくらなんでも大きすぎる額であるように思われる。公認会計士・会計法人を用いるのはそこまで費用として高くないものであるはずであるが、収益について3000万円（負債について1億円）程度の額が適切なのではないかと考える。</p> <p>○(5) 公示の方法</p> <p>通知レベルでよいのであるが、インターネットでの公示については、ちゃんと通信について盗聴・改竄等から保護されるような環境で行われるようにしていただきたい。</p> | <p>続及び社会福祉連携推進法人会計基準案について</p> <p>御指摘を踏まえ、別途通知にて定める社会福祉連携推進認定の認定申請書様式に、法人番号記載欄を設けることといたしました。</p> <p>(4) 政令で定める基準を超える一般社団法人の要件について</p> <p>ご指摘の基準につきましては、社会福祉法施行令等の一部を改正する政令により定めることとしているものです。社会福祉連携推進法人の目的に鑑み、社会福祉連携推進法人の会計監査人の設置義務の範囲については、社会福祉法人の基準と原則合わせるべきであることから、当面、社会福祉法人と同様、収益30億円又は負債60億円を超えることとし、社会福祉連携推進法人の運営の実態を踏まえつつ、必要に応じて見直しを行うこととしています。</p> <p>(5) 公示の方法について</p> <p>公示の方法については、各所轄庁によりそれぞれ行われるところであり、その様式について一概に統一することは困難ですが、適切な公示がなされるよう、ご意見を参考にさせていただきます。</p> |
|--|--|

※ いただいたご意見を踏まえた修正のほか、規定の整理や条項の移動など、実質的な変更をもたらさない技術的修正を行いました。